# 序章　研究の主題とその方法

## 1. 先行研究について

昭和３６年の学校教育法改正によって制度化された技能連携制度は、それが後期中等教育制度改革を意味するのみならず、産業教育及び技能教育制度のあり方を問うものであったために、教育学者に多大の関心を惹起することになった。従って、技能連携制度に関して発表された著書・研究論文は少なくない。ここで、そのすべてを紹介する余裕はないのでそれ等の先行研究成果を三類型に分け、紹介しておきたい。

その第一は、文部省初等中等教育局中等教育課長・西村勝也氏の論文、「技能教育施設と高等学校教育との連携」(1)、同省同局中等教育課・鮫島文男氏の論文、「高等学校の通信制の課程の整備と技能教育施設と定時制等との連携」(2)、同省同局高等学校教育課長・望月哲太郎編著、「高等学校技能連携制度の解説」(3)、等である。これ等の著書・論文は、いずれも文部省関係当局者による技能連携制度に関するものである。従って、その論文の力点は主として連携制度の解説に置かれている。

その第二は、宇都宮大学教授・斉藤健次郎氏の論文、「産学協同の連携教育――その問題点――」(4)、立教大学教授・細谷俊夫氏他の「連携教育に関する調査研究」(5)、等である。これ等の研究は連携制度の実態調査である。特に後者では、１５人の研究者による１年間にわたる詳細な実態調査結果が報告されている。これ等の研究成果の共通点は、連携制度の実態分析から、技能連携制度の運営のあり方及びその制度改革を提言していることである。

---

(1) 文部省初等中等教育局中等教育課長　西村勝也；技能教育施設と高等学校教育との連携（『文部時報』第１０１９号，昭和３７年７月号，ページ１９～２４）

(2) 文部省初等中等教育局中等教育課　鮫島文男；高等学校の通信制の課程の整備と技能教育施設と定時制との連けい（『文部時報』第１０１２号，昭和３６年１２月号，ページ６７～７１）

(3) 文部省初等中等教育局高等学校教育課長　望月哲太郎編著「高等学校技能連携制度の解説」，第一法規、昭和４３年

(4) 斉藤健次郎；産学協同の連携教育――その問題点――（『現代教育科学』No.82，明治図書，昭和３９年１２月号，ページ９０～９４）

(5) 「東京大学教育学部紀要」第９巻，昭和４１年，ページ３１～７９

その第三は、九州大学教授・岩井竜也氏の論文、「産業教育の再編成」(6)、北海道大学教授・原正敏氏の論文、「産学提携と技術教育」(7)、等である。これ等の論文は、産業教育論及び技術教育論の視座から、技能連携制度のメリット、デメリットを論じたものである。

これ等三類型にわたる先行研究成果は、本論文の研究主題を設定するにあたって、いずれも貴重な研究成果であった。というのは、これ等の先行研究が技能連携制度の内実解説、技能連携制度の実態、技態連携制度論を意味しているからである。

## 2. 研究の主題と方法

本論文は、従って、その研究主題を以上のような研究成果を踏えて、技能連携制度の成立過程、技能連携制度の法制内容、技能連携制度の実態を構造的に解明することにした。この点については、先行研究成果は不十分のように思う。またこれまでの研究では、技能連携制度は昭和３６年法下のそれと昭和４２年法下のそれとは区別されることなく論じられてきた。しかし、本論文で明らかにする通り、技能連携制度の特徴と課題についての理解をより拡大深化させるためには、両者を分けて論じなければならない側面があるのである。

本論文では、このような先行研究成果の批判に立って、技能連携制度の特徴と課題を明らかにしたい。この主題を解明するために、本論文では次のような事項が分析される。すなわち、その第一は戦後教育制度改革プロセスにおける技能連携制度化論の分析である。これは敗戦、対日平和条約の調印、昭和３６年の技能連携制度化をメルクに、二期に分けて分析される。その第二は昭和３６年に制度化された技能連携制度の内実分析である。このために、制度化をめぐる国会審議、制定された法制内容、その制度の実態が分析される。その第三は昭和４２年の制度改正をめぐる分析である。このために、技能連携制度改革の動き、改革後の技能連携の法制内容が分析される。その第四は改革後の技態連携制度の実態分析である。これは量的実態と質的実態とに分けて分析される。本論文は、これらの事項を分析することによって、技能連携制度の特徴と今後の課題を解明しようとするものである。

---

(6) 岩井竜也；産業教育の再編成（岩井竜也，松原治郎編著教育学叢書第８巻「産業と教育」，第一法規，昭和４２年度，ページ 303～322

(7) 北海道大学教授　原正敏；産学提携と技術教育（大河内男也著　教育学全集第１４巻「教育と社会」，小学館，1968年，ページ　186～224）